

ID: 756

担当部署: 都市基盤部 道路課

処分の概要	通行の中止その他の措置命令		
法令名称 根拠条項	道路法 第48条の16		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第48条の15及び第48条の16の規定による。 (通行の制限等) 第48条の15 何人もみだりに自転車専用道路を自転車(自転車以外の軽車両(道路交通法第2条第1項第11号に規定する軽車両をいう。)その他の車両で国土交通省令で定めるものを含む。以下同じ。)による以外の方法により通行してはならない。 2 何人もみだりに自転車歩行者専用道路を自転車以外の車両により通行してはならない。 3 何人もみだりに歩行者専用道路を車両により通行してはならない。 4 道路管理者は、自転車専用道路等の入口その他必要な場所に通行の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。 (違反行為に対する措置) 第48条の16 道路管理者は、前条1項から第3項までの規定に違反している者に対し、通行の中止その他交通の危険防止のための必要な措置をすることを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日